くるみん認定基準等が改正されます!

施行日:令和7年(2025年)4月1日

次世代育成支援対策推進法の有効期限延長に伴い、行動計画に定めた目標をすべて達成したなどの一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定する、「くるみん」等の認定制度も継続されますが、認定基準の一部が見直されます。

主な認定基準の改正内容

<太字下線部分>

くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん共通

◆ 女性労働者育児休業取得率 75%以上



- ◆ 成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢
- ① 所定外労働の削減
- ② 年次有給休暇の取得の促進
- ③ 短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備
- ◆ 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者に 対する措置を講じていること



女性労働者育児休業取得率 75%以上



<u>女性有期雇用労働者の育児休業取得率 75%</u> <u>以上</u>

- ◆ 成果に関する具体的な目標を定めて実施 する措置の選択肢
 - ① <u>男性労働者の育児休業等の取得期間の</u> 延伸



- ② 年次有給休暇の取得の促進
- ③ 短時間正社員制度、在宅勤務等その他 働き方の見直しに関する多様な労働条 件の整備
- **◆ <u>削除</u>**
 - ※育児・介護休業法の改正による

くるみん・プラチナくるみん共通

◆ 労働時間数 フルタイム労働者の月平均時間外・休日労働 45時間未満



◆ 労働時間数 フルタイム労働者の月平均時間外・休日労働 30時間未満

又は**25~39歳のフルタイム労働者**の月平均時間外・休日労働 45時間未満

※トライくるみんは引き続き フルタイム労働者の 月平均時間外・休日労働 45時間未満

プラチナくるみん

◆男性の育児休業等取得率 育児休業 30%以上 又は 育児休業+育児目的休暇 50%以上



- ◆男性の育児休業等取得率 育児休業 <u>50</u>%以上 又は 育児休業+育児目的休暇 70%以上
- ◆能力の向上又はキャリア形成の支援のための取組に係る計画の策定及び実施の対象 女性労働者



◆能力の向上又はキャリア形成の支援のための 取組に係る計画の策定及び実施の対象 男性労働者及び女性労働者

くるみん

◆ 男性の育児休業等取得率 育児休業 10%以上 又は 育児休業+育児目的休暇 20%以上





◆男性の育児休業等取得率 育児休業 30%以上 又は 育児休業+育児目的休暇 50%以上

トライくるみん

◆ 男性の育児休業等取得率 育児休業 7%以上 又は 育児休業+育児目的休暇 15%以上

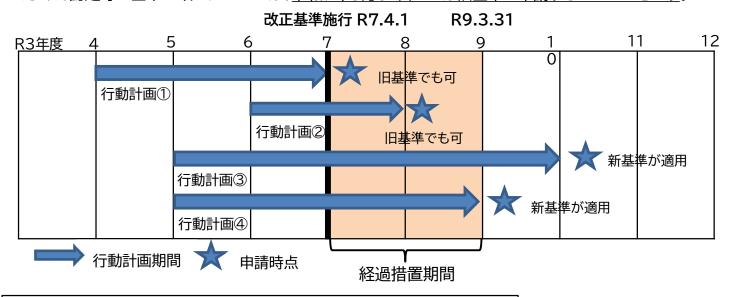




◆男性の育児休業等取得率 育児休業 10%以上 又は 育児休業+育児目的休暇 20%以上 改正前の くるみん の基準

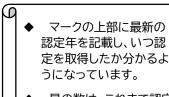
施行から2年間のくるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定基準の経過措置について

くるみん認定等の基準の改正については、令和9年3月31日までは旧基準で申請することができます。



くるみんマーク・トライくるみんマークの変更について

- 令和4年(2022年)4月1日から、くるみんの認定基準の改正に伴い、くるみんマークも変更されました。
- 変更後のマークは、改正後の基準を全て満たして認定された場合に付与されます。
- 経過措置により、令和7年(2025年)4月1日以降に改正前基準でくるみん認定・トライくるみん認定を受けた場合、改正前のマーク付与となる予定です。



◆ 星の数は、これまで認定 を受けた回数を表してい ます。

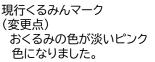


旧くるみんマーク









R4.4.1改正後 R7.4.1改正後



改正後くるみんマーク ※これから決まる予定です。

プラチナくるみんの認定後公表に係る猶予期間

- プラチナくるみん認定企業は、行動計画の策定・届出の代わりに、毎年少なくとも1回、「両立支援のひろば」に「次世代育成支援対策の実施状況」を公表することが義務となります。
- ◆ 公表した実施状況が、同じ項目で2年連続で基準を満たさなかった場合、プラチナくるみん認定は取消の対象となります。
- 今回の認定基準の改正に伴い、公表前事業年度が令和7年(2025年)4月 1日から令和8年(2026年)3月31日までを含む場合は、新基準を満たしていなくても現行の基準を満たしていれば取消の対象とはなりません。



